

千葉県保険者協議会専門部会設置運営要綱

(目的)

第1条 千葉県保険者協議会設置運営規程第7条の規定により、次のとおり千葉県保険者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、千葉県保険者協議会（以下「協議会」という。）の推進する事業の実施について、検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

- (1) 企画調査部会
- (2) 保健活動部会

(業務)

第2条 各専門部会は、それぞれ次の事項について検討を行うものとする。

(1) 企画調査部会

- ①医療費データ等に関する情報の収集、調査
- ②各保険者間における医療費データ等の共同分析、評価
- ③千葉県保健医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行う調査及び分析
- ④千葉県医療費適正化計画の策定及び変更並びに当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析に関し、協議会において行う調査及び分析
- ⑤その他目的を達成するために必要な事項

(2) 保健活動部会

- ①保健事業に関する情報の収集
- ②各保険者間における保健事業の共同実施
- ③千葉県保健医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行う調査及び分析
- ④千葉県医療費適正化計画の策定及び変更並びに当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析に関し、協議会において行う調査及び分析
- ⑤その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 各専門部会は次の区分による委員をもって別表に定めるところにより構成する。

- (1) 全国健康保険協会
- (2) 健康保険組合
- (3) 国民健康保険
- (4) 共済組合
- (5) 千葉県後期高齢者医療広域連合
- (6) 千葉県健康福祉部

2 専門部会は、必要に応じて関係者の助言、参画を求めることができる。

(任期)

第4条 部会委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 部会委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 各専門部会には、部会長1名、副部会長2名を置くこととし、部会委員の中から互選する。

2 部会長は部会の会務を掌理し、専門部会の議長となる。

3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて協議会会長が招集する。

2 専門部会は、必要のあるときは、両部会の合同にて開催することができる。

(報告)

第7条 専門部会は、協議会から付託された事項について調査検討し、その結果を協議会に報告する。

(事務局)

第8条 専門部会の事務は、千葉県及び千葉県国民健康保険団体連合会が処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

[一部改正]

附 則

この要綱の改正は、平成31年3月13日から施行する。

[一部改正]

附 則

この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表 千葉県保険者協議会専門部会構成

区 分	委員定数
全国健康保険協会	3名
健康保険組合	3名
国民健康保険	4名
共済組合	2名
千葉県後期高齢者医療広域連合	2名
千葉県健康福祉部	2名
合 計	16名

*構成については、企画調査部会及び保健活動部会各々の人数とする。